平成２８年（フ）第１２７号
北海道釧路郡釧路町新開７丁目４番地１
破産者　増川電気こと　増川　陽水
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第５９号
北海道紋別郡遠軽町南町２丁目８番地16
破産者　相馬ひとみ
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
福島県郡山市八山田３丁目165番地２、住民票上の住所福島県郡山市喜久田町字赤沼向４番地の57
破産者　鈴木　弘道
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
新潟県新発田市荒町甲３番地８
破産者　鈴木　直子
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第４４４号
静岡県藤枝市青葉町１丁目３番36―２号
破産者　高瀬　義隆
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６９号
静岡県伊豆市加殿16番地の９
破産者　大城　修次
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
静岡県沼津市鳥谷456番地の１
破産者　石橋惠美子
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４７７号
静岡県浜松市西区篠原町21721番地　Ｃａｓａステラ201、前住所神奈川県横浜市南区永田山王台34番７号
破産者　長谷　将平
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３０７号
静岡県磐田市国府台72番地１　ファミールミヤカワ101、開始決定時の住所静岡県磐田市国府台72番地７
破産者　長江　愼夫
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３４３号
静岡県磐田市国府台72番地１　ファミールミヤカワ101、開始決定時の住所静岡県磐田市国府台72番地７
破産者　長江　一寛
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
大津市千石台９番10号
破産者　谷村　正彦
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７４１号
京都市右京区太秦開日町27番地の46
破産者　阪本　晃兵
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５９８号
京都市上京区浄福寺通一条下る東西俵屋町661番地17
破産者　西別府啓太
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６２５号
京都市西京区大原野灰方町６番地の10
破産者　谷　　尚吾
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６３１号
京都市伏見区横大路下三栖辻堂町84番地コーポ光２Ｄ号室
破産者　徳井　恵太
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６６０号
京都府宇治市木幡金草原14番地の５
破産者　大久保由香
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
熊本市南区田井島１丁目11番25号　グランディールはませんⅡ101、前住所熊本市東区湖東２丁目４番２号
破産者　福成　正人
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６９号
宮崎県小林市南西方2020番地２　十三塚団地59―２―10、前住所宮崎県小林市細野2115番地10
破産者　畑中　文男
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１５１号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目５番15―110号
破産者　内田まゆみ
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係